

## <名古屋市図書館への指定管理者制度導入を考える>

### (公立図書館のあるべき姿)

住民が読書し、資料・情報を駆使することは、生涯学習をすすめるうえで、また仕事、生活のうえで欠かせない基礎的基本的な営為である。それを保障するために公立図書館がある。

住民の学習権保障の基礎的な一翼を担うがゆえに、「公」＝教育委員会が公立図書館を管理運営すること。

※ (社)日本図書館協会「図書館事業の公契約基準・試案」(2010年9月)より

### (図書館の管理運営に係る公式見解)

#### 【文部科学大臣／2008年6月3日参議院文教科学委員会(図書館法改正)答弁】

「長期的視野に立った運営」をすべき図書館においては、指定管理者制度は「なじまない」

#### 【日本図書館協会／2010年2月北海道教育委員会に対する意見書】

公立図書館への指定管理者制度の適用は適切ではない

#### 【総務大臣／2011年1月5日年頭の記者会見】

「公立図書館は、指定管理になじまない」「きちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべき」

#### 【図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書】

※ 平成21年度 文部科学省委託事業／(株)三菱総合研究所

〔指定管理者制度の導入の判断基準に関する主な留意点〕

- ・ 市の施策全体における図書館の設定目的や図書館関連施策
- ・ サービスの質の維持・向上(自治体内のサービスの均一化や自治体内図書館間、他の文化施設等との連携の観点を含む)
- ・ コスト縮減効果(職員人件費以外にも人員配置やシフト体制、事務の簡素化等も含む)
- ・ 高い専門性や豊富な経験を持つ優秀な館長、マネージャー及び職員(司書を含む)の人材育成・確保
- ・ 民間企業等による創意工夫の余地(及びそれに対する自治体の期待)

## (これまでに指摘されている図書館における指定管理の問題点)

- 行政側での図書館経験者の喪失
- 民間経営による結果的なコスト高
- 業務・立場の二重構造
- 司書資格のダンピング・ワーキングプアの創出  
(以上福岡県小郡市立図書館指定管理者制度取り消し理由)
- 利用者ニーズの多様化で館員に高い専門性を求める  
(以上島根県安来市立図書館指定管理者制度取り消し理由)
- 図書館には継続的で安定的な運営が必要であり、本館や他分館などと同じサービスを提供すべきである  
(以上佐賀県佐賀市立図書館指定管理者制度取り消し理由)
- 他の図書館、教育機関等とのネットワークが組めなくなる
- 短期間で管理者が代わり継続した責任ある仕事が期待できない
- 個人情報やプライバシーへの配慮が心配
- もともと儲けのない図書館が利潤の対象となる可能性がある
- 市民のチェック機能、市民の声を聞く体制がなくなる
- 誰にでも公正で公平なサービスが困難となる  
(以上静岡県静岡市立図書館導入反対理由)
- 公共性と利潤追求の矛盾（管理者の裁量で料金を自由に設定できるので、予約サービスや講演会、おたのしみ会などが有料になるかも…）
- プライバシーの保護が問題（図書館にも様々な個人情報があるが、これらの情報を漏らした民間職員を取り締まる法律がない）
- 公平性が失われる（管理者の都合で利用を制限することができる／うるさい子どもはお断り、面倒なことはすべてお断り…）
- 連携や協力ができなくなる（コストがかかる他の図書館等へまで連絡をして調べるといようなことをしなくなる事が考えられる）  
(以上大阪府堺市立図書館導入反対理由)
- 図書館利用の無料原則があるため、利用が増えるほど経費がかさむ

## (直営を維持、指定管理制度を採用しないとした自治体での理由)

### [大阪府豊中市]

- ・ 図書館協議会で指定管理者制度はなじまない

### [岡山県倉敷市]

- ・ 図書館は、すべての市民の読書要求に応え、豊かな読書環境を創造し、心の安らぎを提供していく生涯学習の拠点施設。読書活動を通じて子どもの豊かな感性や情操を育む子育て支援という重要な施策も担っている。市が直接管理運営することが最良の選択。

### [静岡県沼津市]

- ・ 公立図書館のサービスは、長い図書館経験による専門的な知識の蓄積と、市民ニーズに的確に対応できる資質を有する職員の存在があって、実現できるものである。短期間で契約が更新される指定管理者では図書館の専門性が確保されないばかりか、経験の蓄積によって培われる専門性の向上及び、他の公立図書館や学校図書室、並びに読み聞かせグループなどのボランティア活動に積極的な市民団体との協働、連携も困難になる恐れがある

### [大阪府箕面市]

- ・ ①市民の多様な資料要求に応えられる幅広い資料収集。また、未所蔵の資料については、他市の図書館や府立図書館、周辺の大学図書館などから借りて資料要求に応える努力、②自館所蔵資料と未所蔵の資料のいずれかにも精通した図書館職員の存在。また、選書・レファレンスサービスなどにも高度な専門知識を備えた職員が必要、③高度なプライバシーに関わる情報の秘密保持を保障すること、④市民の自発的・主体的な活動のもと、図書館と市民が協働して活動できること、⑤行政の関連部局・施設、市民団体との連携において、連携の核となること。また、その連携を継続し発展させることができること、⑥市民ニーズを汲み取って、時代の変化にすばやく対応し、市民のための具体的で有効な図書館サービスに結びつけることができること、という6項目の要件を満たすことの出来るのは直営で運営する図書館でしかない

## (政令指定都市における指定管理者制度の導入状況)

- ・ 横浜市（1館のみを施行導入） ・ 浜松市（新設館2館に施行導入）
- ・ 広島市（従来から委託していた外郭団体を指定管理者に指定）
- ・ 北九州市（05年度から5館、06年度から更に7館に導入）
- ・ 神戸市（09年度から11館に導入？） ・ 仙台市（1館施行導入？）